

地域の産業活性化を促進する 起業創業支援について

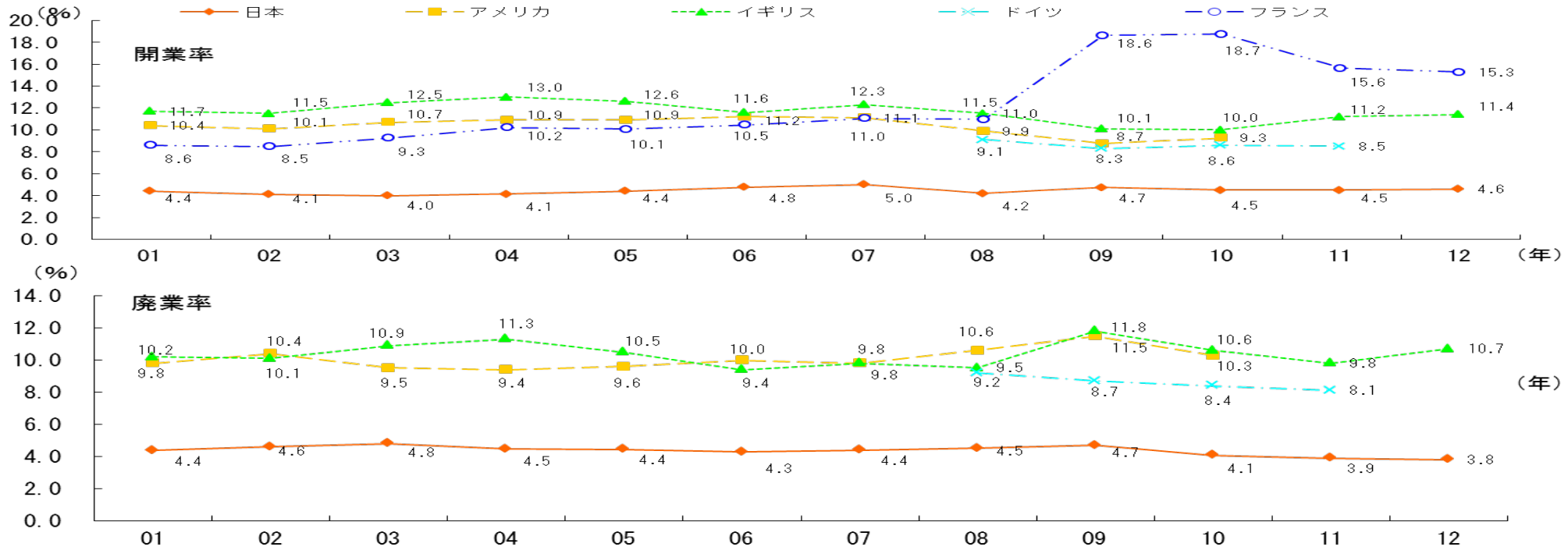
平成28年3月8日

経済産業省 中小企業庁

創業・新事業促進課

創業をめぐる現状と課題

- 我が国の開廃業率は欧米に比べ、低い水準で推移している。
- 低調な開廃業率を高めるため、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」において、「開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す」とした。
- この目標の達成に向け、平成26年1月に産業競争力強化法を制定し、市区町村が創業支援事業者と連携して行う創業支援事業について創業支援事業計画を作成し、国が認定することで、全国津々浦々で創業支援環境の整備を推進。



資料：日本：厚生労働省「雇用保険事業年報」（年度ベース）

アメリカ：U.S. Small Business Administration「The Small Business Economy(2012)」

イギリス：Office for National Statistics「Business Demography(2011)」

ドイツ：Statistisches Bundesamt「Unternehmensgründungen, -schließungen: Deutschland, Jahre, Rechtsform, Wirtschaftszweige」

フランス：INSEE「Taux de création d'entreprises en 2012」

創業支援事業計画の概要

開廃業率の目標の実現に向け、産業競争力強化法(平成26年1月施行)により、地域における創業を促進するため、市区町村が民間事業者と連携して創業支援を行う取組を応援。

国

経済産業大臣及び総務大臣が、創業支援事業実施指針(創業支援事業計画で策定すべき内容等)を策定

申請

認定

創業支援事業計画の認定を受けようとする市区町村

【創業支援事業計画】の作成

市区町村と創業支援事業者(認定経営革新等支援機関、地域の経済団体、金融機関、土業、県センター、NPO等)が行う創業支援事業について市区町村が計画を作成

市区町村

連携

創業支援事業者

民間のノウハウを活用して創業を支援する事業者(認定支援機関、経済団体、金融機関等)

創業支援事業

ワンストップ相談窓口、マッチング支援、ビジネススキル研修、専門家によるハンズオン支援等

特定創業支援事業

継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が全て身につく事業を言います。

支援

創業者

創業希望者、創業後5年未満の者

特定創業支援を受けた創業者

全国の創業支援事業計画の認定状況について

認定状況(平成28年1月13日時点)
1,000市区町村/全国1,741市区町村

<認定件数の推移>

第1回(平成26年3月20日):94市区町村

第2回(平成26年6月20日):83市区町村(計177市区町村)

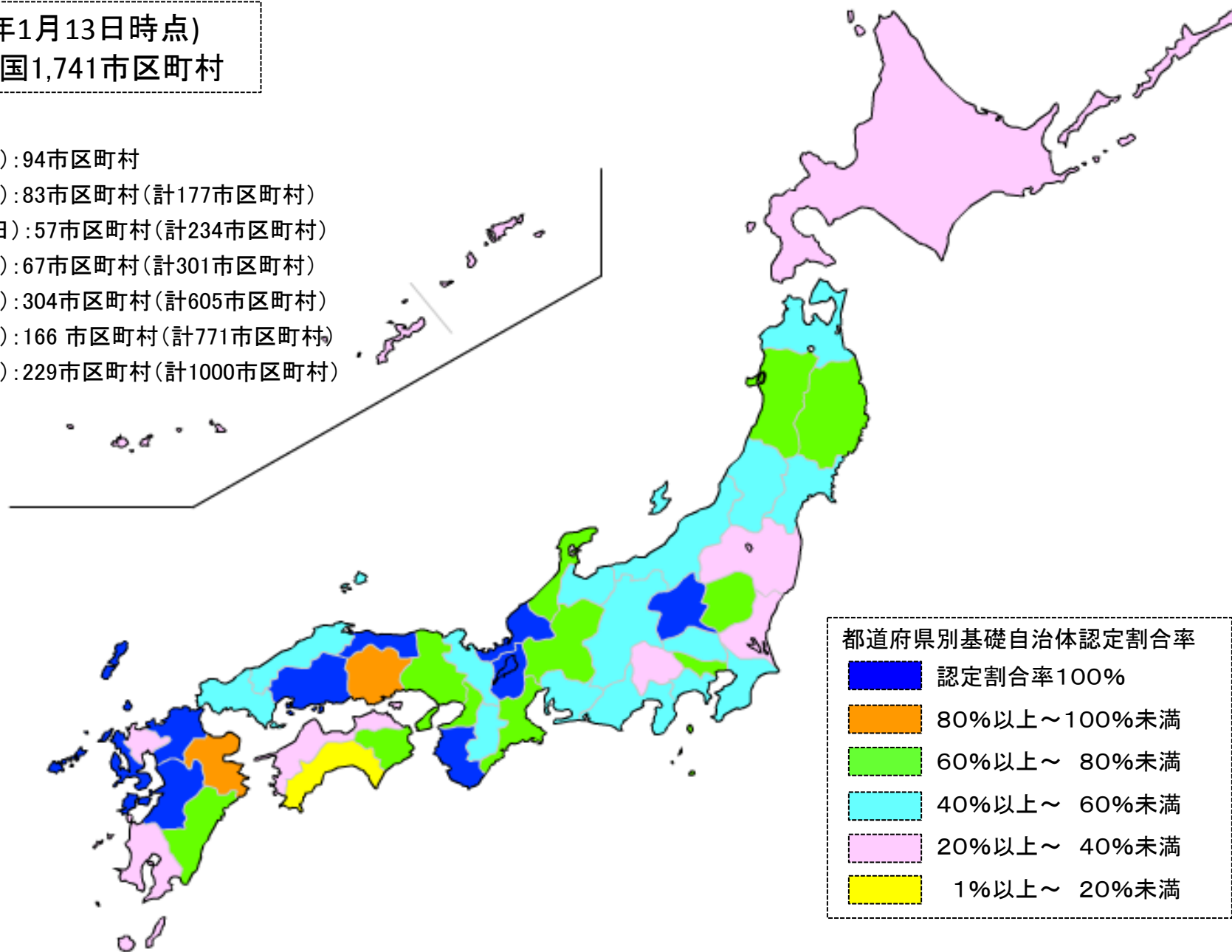
第3回(平成26年10月31日):57市区町村(計234市区町村)

第4回(平成27年2月27日):67市区町村(計301市区町村)

第5回(平成27年5月20日):304市区町村(計605市区町村)

第6回(平成27年10月2日):166市区町村(計771市区町村)

第7回(平成28年1月13日):229市区町村(計1000市区町村)



創業に対する各種支援施策

- 助成、融資、信用保証、税制優遇、相談対応といった様々な支援措置により、創業を促進する。

① 創業費用の助成

地域で新需要を創造する新商品・サービスを提供する創業者の創業費用を補助する。

(補助上限200万円、補助率2/3)

※平成24年度補正予算における事業開始以降、計11,867件を採択。

※平成27年秋の年次公開検証(「秋のレビュー」)の結果を踏まえ、対象を絞り込むこととし、平成28年度予算事業は、産業競争力強化法において、「特に創業の促進に寄与する」と位置付けられている「特定創業支援事業」を受ける者に限定。

② 創業費用の融資

新たに創業する者又は創業して2年未満の者であって、開業資金の1/10以上を自己資金として有する者に対し、事業計画等の審査を経て、無担保・無保証人(本人保証無し)による低利融資を行う。

(貸付限度額3,000万円)

※特定創業支援事業を受けて事業を始める者等については、自己資金要件を満たすものとする。

③ 創業関連保証

これから創業する者又は創業して5年未満の者に対し、事業実施のために必要となる設備資金及び運転資金を対象に、保証を通じて融資の支援を行う。(保証限度額1,000万円)

※特定創業支援事業を受けた創業者は、保証限度額が1,500万円に拡充されるとともに、事業開始6ヶ月前からの利用が可能。

④ 税制優遇

特定創業支援事業を受けて、株式会社を設立する者について、登録免許税を軽減。

(資本金額の0.70%→0.35%)

※創業前の個人だけでなく、創業後5年未満の個人も対象となる。また、株式会社設立だけでなく、合名・合資・合同会社の設立も対象となる。(いずれも、平成28年度より拡充)

⑤ 相談

各都道府県に設置したよろず支援拠点において、創業も含めた様々な経営相談に対応。(無料)